

平成 25 年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

租税法

1. 給与所得と事業所得の違いを判例に言及しながら論じなさい。また、立法論として、これらの 2 つをまとめて 1 つにしてしまうことは可能か。もしそれが難しいとすれば、現行制度のどこが一番の足かせになると思われるか。
2. 平成 22 年度税制改正により、自己株式として取得されることが予定されている株式については、配当に関する益金不算入の制度が適用されないことになった。そのような扱いの具体的な内容および法改正の理由について説明せよ。

※ 適用条文はいずれも平成 24 年 1 月 1 日現在において施行されているものとする。ただし、租税特別措置法は考慮しなくてよい。